

第745回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成18年3月16日(木)午後3時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 白石教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 吉田教育次長(スポーツ振興担当),
東野参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 神山教職員課長,
菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 熊谷施設整備課長,
菊地スポーツ健康課長, 佐々木参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後3時

6 第744回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第745回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 鈴木委員及び牛尾委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

第28次宮城県社会教育委員の会議「意見書」について

(説明:教育長)

第28次宮城県社会教育委員の会議意見書についてということであり, 資料は, 1ペーパーとそれから別冊で「地域づくりを支援する社会教育」ということで, 配付をしている。

これは, 社会教育委員の会議の議長から報告された「意見書」の概要ということになるが, この意見書は平成16年3月から第28次宮城県社会教育委員の会議が2年間にわたり審議したものをまとめたものである。このテーマの「地域づくりを支援する社会教育」というものは, 社会教育委員の会議の中で, 当面する課題を整理して, その中から緊急の課題として選び, 審議することにしたものである。

意見書の内容であるが, 社会教育について, 地域づくりへの支援という観点からその重要性を再認識し, 今後社会教育を推進する上で留意すべきことと関係機関や団体の役割についてまとめた内容となっている。章立ては3章立てになっており, 第1章においては, 地域づくりと社会教育の関わりについて, 第2章では, 地域づくりに関する社会教育の可能性について述べている。それから, 第3章であるが, 今後社会教育を推進する上で留意すべきこととして, 住民の学びの場を広げ・つなげる学習の場の整備や公民館

を再評価しその機能充実を図るとともに、地域で子どもを育てる仕組みをつくることの3点が指摘されている。また、行政の果たすべき役割の中で、県教育委員会に対しては、社会教育の重要性についての啓発、市民と協働を進めるための人材育成や研修の実施などが求められている。

なお、現在県教育委員会が進めている「みやぎらしい協働教育」や基本的な生活習慣の定着をめざす「はやね、はやおき、あさごはん」の推進については、地域や家庭を巻き込んだ社会教育として展開することが必要であるということも指摘されている。

詳細については、別冊の意見書を御覧いただきたい。

県教育委員会としては、この「意見書」を真摯に受けとめ、県内の社会教育の充実に努めて参りたいと考えている。

(質疑なし) ;

9 専決処分報告

平成18年度使用高等学校用教科書の採択変更について

(説明：教育長)

「平成18年度使用高等学校用教科書の採択変更について」ということである。

資料は、1ページ、2ページとなる。

この平成18年度使用の県立高等学校、盲・聾・養護学校高等部及び県立中学校用教科書の採択については、昨年8月22日の教育委員会で御報告申し上げたところである。

その後、1つの高等学校から採択変更の申請があった。その関係で3月8日専決処分したというものである。採択変更した学校及び教科書については、2ページに記載のとおりである。採択の変更理由としては、生徒の募集停止に伴うやむを得ぬ教育課程の変更によるものである。

(質疑なし) ;

委員長 (委員全員に諮って) 了承。

第1号議案 宮城県教育委員会委員の辞職の同意について

第2号議案 宮城県教育委員会教育長の任命について

第3号議案 職員の人事について(その1)

第3号議案 職員の人事について(その2)

第4号議案 教育功績者の表彰について

第5号議案 平成18年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第1号議案から第5号議案については、人事に関するこのため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

10 議 事

第6号議案 教育長の給料月額について

(説明：教育長)

「教育長の給料月額について」であるが、資料は、19ページと20ページとなる。

20ページを御覧いただきたい。今度の2月議会において、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」が議決され、教育長の給料月額を「860,000円」に改定

し、平成18年4月1日から適用しようとするものである。

なお、現在の給料月額も条例で定める給料月額と同額であり、改定する給料月額も条例で定める額と同額とするものである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第7号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明：教育長)

資料は、21ページから34ページまでとなる。

私からは、概要について説明し、詳細については、担当課長から説明する。

今回の一部改正の主な内容であるが、合計で6点ほどあるが、1点目は、教育委員会所管の公の施設の管理を、管理委託方式から全面的に指定管理者に管理を行わせる方式に改めることに伴い、関係規定を整備したということである。2点目は、スポーツセンター及び北上川艇庫を今年度限りで廃止することに伴い、関係規定を整備するものである。3点目は、市町村合併に合わせて、教育事務所の名称を変更しようとするもので、「志津川教育事務所」を「南三陸教育事務所」へ、「古川教育事務所」を「大崎教育事務所」に変更するものである。4点目は、平成18年3月に「大崎市」が設置されることに伴い、合併前の市町の名称を合併後の市の名称に変更するものである。5点目は、県立高校将来構想に基づき、平成18年4月から石巻好文館高等学校が開校することに伴い、関係規定を整備するものである。6点目は、条文の整理である。

詳細については、担当課長から説明する。

(説明：総務課長)

26ページの新旧対照表を御覧いただきたい。

第4条第3項であるが、公の施設の管理について、指定管理者に管理を行わせる方式に改めた。これに伴い、管理委託を行う施設が無くなるので、関係規定を削除するものである。それから、13条の3であるが、スポーツセンターの設置条例である県営体育館条例、北上川艇庫の設置条例である野外活動施設条例が廃止されることに伴い、スポーツ健康課の事務分掌規定を整理するものである。

次ページをお開き願いたい。

20条第2項の表であるが、市町村合併に合わせて、「古川教育事務所」を「大崎教育事務所」へ、「志津川教育事務所」を「南三陸教育事務所」に名称変更し、併せて大崎教育事務所の所管区域を市町村合併に合わせて整理するものである。

次ページをお開き願いたい。

県立学校に関する規定であるが、18年4月から石巻好文館高等学校が開校することに伴い、学校の名称を「石巻女子高等学校」から「石巻好文館高等学校」に変更するものである。塩釜高等学校と塩釜女子高等学校の項については、設置位置の塩竈市の「竈」の字の表記を正式なものにするものである。古川、古川黎明、古川工業高等学校の項については、市町村合併に伴う所在地の名称変更と併せて、学校の順序を県立学校条例と同様にするための改正である。具体的には、次のページにある。東松島市に所在する県立高等学校の後に、新大崎市に所在する高等学校を表記しようとするものである。新大崎市に所在する高等学校は、先ほど申し上げた3校の他に、岩出山、田尻、松山、鹿島台商業高等学校の4校を加え、計7校となる。

次ページをお開き願いたい。

古川黎明中学校の項は、所在地を「古川市」から「大崎市」に変更するものである。古川養護学校の項

は、所在地名称の変更と併せて、学校の順序を金成養護学校の後にするものである。

次ページをお開き願いたい。

第6章、公の施設の管理についての規定であるが、管理委託する施設が無くなることから、第6章の章名の関係表記を削り、管理委託している公の施設を規定する第41条の2を削除するものである。別表2であるが、次のページまで跨るが、文化財保護審査会の担当事務の根拠法である文化財保護法の改正に伴い、関係条項を文化財保護法の第105条から第190条に変更するものである。別表第3についても次のページまで跨るが、指定管理者に管理を行わせる施設に、新たに宮城野原公園総合運動場及び第二総合運動場、仙南総合プール、長沼ポート場、総合運動公園、婦人会館を加えるものである。別表第四については、指定管理者制度への移行や施設の廃止によって、管理委託する施設が無くなるので、削除するものである。

以上、行政組織規則の一部改正の内容を説明した。よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第8号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、35ページから43ページとなる。

41ページからの新旧対照表を御覧いただきたい。

平成18年度に実施する公立学校教員採用候補者選考から出願手続について電子申請化することとしている。それに伴い、様式第5号の採用願書及び様式第6号の履歴書の様式を電子申請のシステムに合わせる形に変更するものである。また、教育事務所の名称が一部変更されることに伴い、様式第8号の再任用採用願書の文言整理を行うものである。施行期日は、平成18年4月1日からというものである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第9号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について」であるが、資料は、44ページから46ページとなる。

46ページの新旧対照表を御覧いただきたい。

今回の改正内容であるが、第4条第1項第2号に規定する新幹線鉄道利用が認められている地域について記述してあるが、この文について市町村合併に伴い表記を改めるものである。改正後の規則は、18年3月31日から施行することとしている。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第10号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の制定について

第11号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の制定について

(説明：教育長)

お手元の資料は、47ページから56ページとなる。

私からは概要について説明し、詳細については担当課長から説明させる。

これらの規則であるが、来年度から導入する新しい評価制度の県立学校に勤務する職員に関する事項と市町村立の小中学校に勤務する県費負担教職員に関する事項について定めるものである。規則の施行期日は、18年4月1日とし、従前の県立学校職員と市町村立学校職員の勤務評定に関する規則は今年度末をもって廃止するものである。

詳細については、この後、担当課長から説明させる。

(説明：教職員課長)

まず、第10号議案の「県立学校職員の職員評価に関する規則」について御説明申し上げる。

お手元の資料は、47ページから51ページとなる。

この規則は、来年度から導入する新しい職員評価制度の県立学校に勤務する職員に関する基本的な枠組みについて定めるものであり、新しい職員評価の概要については、お手元にパンフレットも配付しているので併せて御参照いただければと思う。この新しい職員評価制度であるが、平成15年度から調査研究を行っており、昨年度と今年度、2年間にわたり全ての学校において試行的に実施し、検討してきたところである。これまでの勤務評定制度は評価者がいわば一方的に評価を行うという仕組みになっていたが、この新しい評価制度の方では、評定者が職員を一方的に評定するというのではなく、パンフレットの表紙の下段の方にもあるが、特色として職員が学校の目標等を踏まえて自ら目標を設定する。それから、その目標の達成状況について年度末に自己評価を行い、それを踏まえて、次年度に向けた教育活動の改善点について検討する仕組みを取り入れ、向上の循環を確立する。それから目標設定や評価の際には管理職と相互理解を図るための面談を行うこととしている。これらの仕組みを取り入れることで、教職員の資質向上と学校の活性化を図ることを目的とした制度である。この規則では、パンフレットの最後のページに全体の評価の流れがあるが、この流れの基本的な部分、つまり、評価を実施する基準日であるとか、自己目標の設定をしたり自己評価をすべきことなど、制度の基本的な部分を定めるものになっている。

続いて、第11号議案の「市町村立学校職員の職員評価に関する規則」について御説明する。

お手元の資料は、52ページから56ページとなる。

こちらの規則は先ほど説明した県立学校職員の職員評価に関する規則と同様に、来年度から導入する新しい評価制度の市町村立の小中学校に勤務する県費負担教職員に関する事項について定めるものである。県費負担教職員の勤務評定自体は各市町村の教育委員会が行うということになっているが、その方法などについては法律で県の教育委員会が計画することとされているので、その県の計画として県の教育委員会規則で定めるものである。

なお、これらの規則の施行期日は、18年4月1日とし、従前の県立学校の職員と市町村立学校の職員の勤務評定に関する規則は本年度末をもって廃止するというものである。また、参考に2年間の試行情報を確認するために三千名を対象にしたアンケートの結果を冊子のもので配付している。34ページに簡単なまとめがあるが、この中の1のところにあるように、全体の8割以上が制度のおおむねの理解をしているという状況となっており、基本的にはこのアンケート結果を踏まえると本格実施の準備は整ったものと考えている。アンケート結果を踏まえ、運用上留意をしていくべき点については、先ほどのパンフレットの見開きの2ページを御覧いただくと、それぞれ学校の目標を踏まえた自己目標の設定や向上の循環につなげられる目標設定や評価、それから一層の相互理解を図るための面談などについて、最終まとめとアンケート結果を踏まえてよりよい運用が図られるようにパンフレットを通じて周知を図ることとしている。

以上のとおりであるので、よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

委 員 長 : こういうのはPDCAといって、PLAN, DO, CHECK, ACTといって循環

すると言われている。それを取り入れたということである。それから、自己評価というのはこれまでもやってきたか。

教職員課長 先ほど申し上げたように、従来の勤務評定は職員とのやりとりは基本的になく、管理職、校長がつけるという形であったので自己評価を制度的にするという場面はなかった。

鈴木委員 勤務評定というのはかなり問題があって、こう変わるというのは大変進歩だと思う。この計画の中で異論の申し出というのがあるが、既に準備が整っているとはいえ、今まで2年間試行して異論の処理の仕方ではトラブルはなかったのかどうかお聞かせいただきたい。

教職員課長 異論の申し出に関してはこの2年間の試行は、いわば試行であったので、異論の申し出の仕組み自体は実施をしていなかった。従って、本格実施後から異論の申し出の取り扱いをするということになっている。異論の申し出に関しては、アンケートの中で30ページに申し出について利用するかどうかといったことを聞いているが、それほど多く利用されるというものではないと思っているが、来年度に向け市町村教育委員会と連携して細部を詰めていきたいと考えている。

山田委員 評価については、評価者の絶対評価ということだと思うが、この試行期間中に評価する方々の個人差というのは出なかったのか。

教職員課長 前提として評価の適正を確保するために全管理職に対して評価に関する研修は実施している。試行の結果について統計的な分析処理のようなものは行っていないが、直轄である県立高校については個票を私の方でも見させていただいた限りその極端な偏りというのではないと、概ね中央付近に分布しているという状況であった。また、小中の担当である市町村教育長からも域内の校長の評価について著しいバラツキがあって問題だということには特に聞いていないので、試行の中では評価に関しては一定の水準を確保できたのではないかというふうに考えている。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第12号議案 県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について」であるが、資料は57ページから59ページとなる。

59ページの新旧対照表を御覧いただきたい。第2条の表であるが、これは18年3月31日に大崎市が設置されることに伴い、大崎学区及び遠田学区の表記を改正するものである。通学区域の範囲は従来とは変わりはないというものである。この規則は、18年3月31日から施行するということになる。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)可決。

11 課長報告等

(1)宮城県教育委員会災害対策基本要領について

(説明：総務課長)

それでは、「災害対策基本要領について」ということである。資料を御覧いただきたい。

災害時の対応であるが、今までは宮城県全体を決めている地域防災計画に従って対応はしてきたところであるが、教育委員会関係部分だけをまとめたものは今までなかった。それで、災害時における情報の伝

達方法、配備発令等については、担当者の指示により個別にルールを積み上げてきたというのが実態である。こういうことを踏まえ、きちんとしたルール作りが必要であると考えてきたところである。このたびの基本要領であるが、教育委員会関係部分を抽出した。それに加えこれまでに実態的に積み上げてきた具体的なルール、それを盛り込んだものとしてまとめている。要領は、全部で7章、39の条文から成っており、大分ボリュームがある。これは5つほどポイントを申し上げると、地震の際には震度4以上で自動的に配備が発令され、その対応に当たるといふこと、各学校では指示が無くとも災害発生後3時間以内に被害調査結果の第1報の報告をするといふこと、それから、各学校などではそれぞれ防災計画を策定するといふこと、それに加え定期的に防災訓練、安全点検を行うといふこと、それから、学校などが避難所になった場合は避難所運営に協力すること、それから、災害後、児童生徒の心のケアに細心の留意を払うといふことともに、速やかに復旧活動を行うといふことを規定している。

これについては、教育委員会内部の全ての所属所長に意見を求め、意見を踏まえて先月24日に制定をした。今後はこの要領に基づき、ハード、ソフトの両面で、適切な対応をして参りたいと思っている。

(質 疑)

鈴木委員 今の課長さんの説明であると、こういうものは今まで教育委員会にはなかったといふふうに聞いたが、本当になかったのか。

総務課長 条文化してまとめたものがなかったということであり、県全体を決めた地域防災計画はあった。それを見て、それから実態的に積み上げてきたものがあるので、この際、担当者が替わっても素早くできるようにといふことで調整したものである。

(2)平成17年度宮城県学習状況調査結果の概要について

(説明：義務教育課長)

平成17年度宮城県学習状況調査結果の概要について説明申し上げます。

お手元の資料18ページの「平成17年度宮城県学習状況調査結果の概要について」を御覧いただきたい。

先般の定例教育委員会では、宮城県データを中心に説明申し上げたので、今般については、4県との比較等を中心にお手元の資料のアンダーラインの部分を中心に説明申し上げます。

はじめに、「結果の概要と特徴」について御説明申し上げます。「1 学習状況調査」「(1)全体の状況」についてであるが、 の「正答率60%以上段階の問題の割合」は、62.5%と6割を超えるとともに、前年度との比較では、今年度は前年度を1.1ポイント上回っている。4県全体の状況と比較すると、本県は2.8ポイント下回る結果となっている。次に、 の「期待正答率と同程度以上の問題の割合」についてであるが、本県は52.4%と5割を超えるとともに、前年度との比較では、今年度は前年度を7.2ポイント上回っているが、4県全体の状況と比較すると、本県は2.5ポイント下回る結果となっている。

次に、小中学校別の状況について説明申し上げます。はじめに「(2)小学校の状況」についてであるが、 の「正答率60%以上段階の問題の割合」は、4県全体の状況と比較すると、社会は同じ割合であったが、国語、算数、理科は下回り、この傾向は前年度と同様の結果となっている。4教科を合わせた4県全体の状況との比較では、3.9ポイント下回る結果となっている。続いて19ページを御覧いただきたい。

の「期待正答率と同程度以上の問題の割合」については、前年度は4教科全てで4県の状況を下回ったが、今年度は社会、理科が4県と同じ割合となっている。4県全体の状況との比較では、3.9ポイント下回る結果となっている。

次に(3)の中学校の状況について説明申し上げます。 の「正答率60%以上段階の問題の割合」は、4県全体の状況と比較すると、社会、理科、英語の3教科は同じ割合であったが、国語、数学は下回り、この傾向は前年度と同様の傾向となっている。5教科を合わせた4県全体の状況との比較では、4.7ポイント下回る結果となっている。また、 の「期待正答率と同程度以上の問題の割合」は、前年度は5教

科全てで4県の状況を下回ったが、今年度は社会が4県の状況を上回ったほか、国語、数学は4県と同じ割合となっている。4県全体の状況との比較では、1.2ポイント下回る結果となっている。

25ページを御覧いただきたい。総合正答率の経年比較と4県との比較状況について御説明申し上げます。はじめに、(1)の「小学校の状況」についてであるが、「各教科の総合正答率」については、国語が69.5%、社会が76.8%、算数が68.4%、理科が61.0%となっている。「前年度との比較」では、国語、社会の2教科で前年度を上回っている。「4県平均との比較」では、本県は4教科とも残念ながら下回る結果となっている。

次に(2)の「中学校の状況」について御説明申し上げます。「各教科の総合正答率」であるが、国語が70.0%、社会が57.2%、数学が59.6%、理科が59.7%、英語が66.7%となっている。「前年度との比較」では、社会、数学、理科の3教科で前年度を上回っている。「4県平均との比較」では、中学校英語が4県平均を上回ったが、他の4教科は4県平均を下回る状況にある。

26ページを御覧いただきたい。4県の総合正答率の今年度と前年度の経年比較であるが、各教科の総合正答率の増減については、小学校国語、社会、中学校社会、数学、理科が増加し、小学校算数、理科、中学校国語、英語は減少という結果となっている。また、各教科の総合正答率についての4県中の相対的位置であるが、前年度と比較して、小学校で社会、中学校で国語、社会の3教科で上昇している。

以上、正答率60%以上段階の問題の割合、期待正答率と同程度以上の問題の割合、総合正答率による経年比較で、前年度を上回り、上昇の兆しが見えてきているところもあるが、他県に比べ正答率の低い教科や領域等が見ることから、具体的な各教科の取組方向の周知徹底を図りながら、各学校における学習指導の一層の充実を促して参りたいと考えている。

(質疑)

櫻井委員

子を持つ親としてこの結果をながめていると、ぞくぞくとこのままでいいんだろうかと焦りのようなものを感じる。原因については一言では言い表せないと思うが、宮城県教育委員会としてはこのように学力が低下して、4県で比べてもこのような状況であるということはもっと多くの県と比べてみてももっともっと悪い結果が出るような気がする。去年に比べれば少し上向きだとはおっしゃっていたが、基本的に学力が他の県に比べて大分低いという印象を受けるが、原因についてどのように分析しているか。

義務教育課長

今、委員の方から御指摘があったように、一律には、かなりの学校数、しかも小学校、中学校に分けての調査であるので、なかなか適切には言えないが、本県の子ども達の状況、いくつかの視点で申し上げますと、1つは、回答状況を見ると、思考力の伴う問題に対して、今回、無回答、それから正答率が結果的に低いというふうな状況が各教科に見られた。ということからすると、子ども達の思考力と、それからその上でいかに自分の考えをまとめて回答していくかという部分については、1つ課題であると考えている。それから一方において子ども達の意識調査も併せて行っている訳であるが、本県の子ども達の家庭での学習時間等々を調べてみると、他の3県は家庭での学習時間は調査していないが、国との比較で見ると本県の子ども達の家庭での学習時間は相対的に国よりも低いというような結果が出ている。例えば、小学校で申し上げますと国は平成15年、本県は17年度のデータであるが、小学校の子ども達で1時間以上の学習時間を調べてみると、やっているという子どもが本県の場合38%、それに対して国の方が42%というふうな4ポイント程度の差があり、家庭での学習時間という問題は別の見方をすると学習習慣の形成というそういった点も問題かなあというふうに思っている。それからもう一点、領域別にも調査しており、各教科毎領域で調査をしているが、例えば小学校国語で申し上げますと本県の子ども達、話すこと、聞くことについては、他の4県と比べるとかなり上位の位置にいる。それに対して先ほど申し上げた、書くこと、それから読

むことについては、低い位置にあるということであり、これはやはり思考力、あるいはもう少し具体的に申し上げると長文を読み取るというふうな能力、そういったものが今後課題として力をつけていかなければならないなあというふうに考えている。

櫻井委員 今私が感じたように、やはり学校教育だけではなくて家庭教育が基本に影響を及ぼすと思われて、親がこの実態を知って、危機感を味わうということが一番大事だと思う。いつも配っていただいているPLANETのようなものであるとかにこういう状況を発表したりとか、それを出さない子どももいっぱいいるので、親の目にとまらないこともある。であるから、親にアピールする方法をできるだけ色々な手段を使って県は危機を感じているということを親にも感じてもらう必要があると思うが、その辺はどのように工夫されているか。

義務教育課長 本日の教育委員会終了後、即市町村教育委員会を通じて各学校に今回の結果をお知らせをするという段取りになっており、その中で各学校に対して今回の結果について保護者の方々に十分に自分の学校の状況なり、あるいは学校の改善策なり、今後の学力向上に向けての取り組み等も含めて是非お知らせください、説明をしてくださいということをお願いをして参りたいと思うし、今回の全体の結果については義務教育課のホームページ等々のなかでも一般の県民の方、保護者の方々にもお知らせをしていきたいというふうに考えており、御指摘のあったPLANET等々の様態は色々考えられるが、県の方からの色々な手段を使い、広く今回の結果について御協力を含めてお知らせを申し上げていきたいというふうに考えている。

櫻井委員 お願いであるが、20年子どもを育てていて思うに、入学式であるとか始業式で校長先生が生徒達に、あと父兄にもPTA総会のような時にお話する機会がいっぱいあるが、こういう具体的な話ではなく一般的な話で終わるお話が多いような気がする。今向かっている具体的な危機についてそのお話の中でもよいので入れていただいて、言葉で生徒や保護者に訴えるような努力をしていただけたらと思う。お願いする。

牛尾委員 26ページの4県比較の正答率を見ると、小学生の段階で岩手県の小学生の学力が図抜けている。それに対して中学2年生で見ると岩手県は大したことはない。なにか小学生に対して岩手県が特別な施策を打っているのか。非常に岩手県が全科目頭一つ出ている。

義務教育課長 今お話いただいたとおりであり、小学校では基本教科、岩手県が御指摘の成績であり、中学校に行くと若干また小学校とは異なった結果になっている。岩手県については、昭和56年から独自にこの4県の調査を行う前に、小学校3年生以上全ての子ども達を対象にして、教科は別であるが、いわゆる学習状況調査あるいは学力テストといったようなものを継続的にやっており、毎年度の子ども達の状況の把握と次年度に向けての市町村教委あるいは各学校への情報提供と指導支援を行ってきていることがあり、そういう意味では岩手県が総体的に今回の結果では上位を占めていたということが県教委として分析の1つにはしている。ただ小学校から中学校にいった時に、その移りについてはちょっと分かりにくい部分があり、その部分についてはまだ探っていない。他県のことであるのでどうということなのかということは直接、機会があればとは思っているが、なかなか難しい部分もあるので、その部分はまだ探っていない。

矢吹次長 その間宮城県はしてこなかった。

山田委員 家庭での学習時間に係ることだと思うが、特に小学校において私の経験上先生によっ

て宿題をたくさん出す先生とか、あるいは中には全く出さない先生も見受けられるように感じるが、その辺も学習時間に影響してくるのかなあと思うが、その辺を県としてはどのような指導をしているのか、方針としてどのような方向性を目指しているのか、あるいは、他県の状況というのはどのような状況になっているのか、もしお分かりであれば教えていただきたいと思う。

義務教育課長

今回、学習意識調査の中で、先ほど申し上げた子ども達の家庭での学習の時間のほかに学習の仕方についても調査しており、今委員の方からお話のあった宿題への取り組みについて調査していた。小学校で申し上げますと、宿題が出ればするというのが小学校でいうと本年が76.9ポイント、昨年度が73.7であるのでここはちょっとポイントでは上回っている。それから中学校で申し上げますと、昨年度64.4に対し、今年度が67.7ということで小学校、中学校とも昨年度から見ると約3ポイントずつ上回ってきたという結果に数字上出ている。県教委として昨年度から学力向上には家庭での子ども達の望ましい学習習慣の形成ということは大きな要素であるということもあり、宿題の出し方の工夫、そういったことも色々な研修会の場、あるいは色々な会議の場でお願いをしてきている。具体的に家庭向けのリーフレットを各保護者に配っている訳であるが、その中でも宿題についてもお願いをするということを学校に対して、それから保護者に対して両方向けにお願いしたリーフレットを作って昨年3月に配付している。そういったものを宿題を含めて働きかけて参りたいと思っている。

鈴木委員

やはりこういう調査をやっていると去年も実施し今年も実施したとなると今年は少しよくなるかという期待を県教委は持つ。我々もそうであるが、しかしながら上回らなかったというのは残念な結果ではあるが、それよりも私が聞いてみたいと思ったのは、こういう結果が出て来年もあるんだろうということになれば、学校の教員であればもっと意欲的に教科に取り組みせたり、なんかこう学校の雰囲気が変わっていったり、そういう方向の転換みたいなものというのがあるんじゃないかなあと思う。県教委がいくら声高くしてやろう、やろうと言っても現場の教員が動かなければなかなか実績は上がらないだろうと私は思う。その中で今日の資料の20ページの中で中学生の家庭学習の時間がやはり去年よりも下回ったということならば、若干その辺のかけ声のかけ方に問題があるのかなあとも思うが、教員のこの結果に対する反応とか取り組み状況などどうなのかお聞かせいただければと思う。

義務教育課長

基本的には各市町村教委、各学校の協力を得て進めるということが大前提であるが、昨年度の結果を踏まえての取り組み、それから本年度実施後の各学校、あるいは市町村教委の取り組み、これを今後、正式には色々な形で状況把握をしていく予定にしているが、非公式に入ってきている状況をお話申し上げますと、状況調査終了後すぐに問題分析に入っている学校、それから市町村教育委員会として問題分析に入っている市町村教委、そういったものが県内にいくつか動きとしてあり、そういう意味では学校、それから先生方、あるいは市町村教委が昨年度の結果、あるいは本年度の状況を踏まえて子ども達の学力向上に向けて真摯に取り組んでいただいているというふうに思っているので、県教委として具体的な方向性を分析の上方向付けをしながら学校に対して指導していきたいとは考えている。

(3)平成18年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について

(説明：高校教育課長)

平成18年度宮城県公立高等学校入学者選抜の実施状況について御報告申し上げます。

18年度の入学者選抜のうち、予備調査それから推薦入試については2月の教育委員会で報告済みであるので、本日は一般入試の状況について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧いただきたい。

「概要」で「1 総括」「(1)全日制課程」についてであるが、全日制課程については募集定員16,760名に対して4,901名が推薦入学で合格しており、さらに連携型入試合格者数を引いた11,742名が一般入試の募集人数となった。これに対して一般入試の出願者数が14,598名で、さらに3月8日の学力検査当日の欠席者数を引いて14,318名が受検した。この結果、一般入試の受検倍率は、1.22倍となり昨年度よりも0.02ポイント低くなっている。現行の入試システムとなった平成13年度入試以降では最低の受検倍率となっている。一昨日に一般入試の合格者を各高等学校で発表したが、合格者数については10,935名で合格率は76.4%となり、昨年度よりも0.6ポイント高くなっている。定時制課程については、一般入試の出願者が515名であり、受検倍率が0.55倍、この0.55倍は昨年と変わりはない。一般入試の合格者が403名という結果になっている。それから「2全日制普通科の3%枠に係る一般入試の人数について」であるが、3%枠の総募集人数299名に対して推薦入試合格者を引いた225名、この225名が一般入試での3%枠募集人数となった。この結果、一般入試での3%枠合格者が37名となり、推薦と一般を合わせた3%枠の合格者総数が111名である。その結果として、299名のうち111名が3%枠で合格したということから活用率は37.1%となり、この活用率は昨年度よりも高くなっている。

資料の2ページを御覧いただきたい。「一般入試出願状況について」であるが、ここには「学区別の出願状況」、それから「学校・学科別の出願状況」とそれぞれ高い所が載っているが、各学校、学科別の詳細については資料の4ページから7ページに記載している。

それから「一般入試合格状況について」も学校、学科別の詳細な状況は資料の10ページから13ページに記載している。

推進入試と一般入試の合格者の合計が募集定員に達していない学校・学科については、第二次募集を実施するということになるが、全日制課程では35校、51学科、募集人数824名で第二次募集を行う。また、定時制課程においては、12校、17学科、募集人数513名となった。第二次募集の出願は昨日15日から20日まで行われ、第二次募集の学力検査等は3月22日若しくは23日となっているが、全ての高校で22日に実施するという事になっている。

以上、御報告申し上げます。

(質疑なし) ↓

(4)平成17年度宮城県小中高等学校体力・運動能力調査報告書について

(説明：スポーツ健康課長)

クリーム色の冊子の1ページを御覧いただきたい。

調査の目的であるが、本県児童生徒の体力・運動能力の実態をまず把握して、これを各学校における体育指導に資するという事とともに、本県学校体育指導の基礎資料を得ること、これが目的である。

毎年実施しており、今年は小学校で約5割、中学校で7割、高校で9割とこれらの学校種が対象となっている。

9ページをお開き願いたい。身体計測の結果であるが、これは実は12月の定例会の方で速報としても

御報告申し上げたところである。傾向について簡単に御紹介申し上げますと、身長、体重、座高各項目とも本県の小中高等学校ともに上位にはあると、ただ年齢が上がるに従って身長に比べて体重が重くなっていくと、そういう傾向があるということが読み取れるかと思う。

続いて13ページをお開き願いたい。13ページは各種の測定結果を前年度と比較した一覧である。上向き、それから下向きの矢印があるが、これは有意差のある向上、又は低下を示している。2～3御紹介申し上げますと、小学生の握力、それから同じく小学校のボール投げ、これは向上しているということが言えるかと思う。それから中学校と高等学校の上体起こし、これも向上しているということが言えるかと思うが、同じく中学校と高等学校の持久走については低下しているということが言えるかと思う。全体的に結論としては、前年度と比較して現状維持というふうなことが言えるのではないかというふうに思っている。

なお、この集計とか分析については、宮城教育大学の保健体育学講座、そちらに委託をして行っているものである。

続いて17ページをお開き願いたい。17年度の宮城県の記録を全国偏差値で示したものである。タイトルが宮城県は17年であるが全国の方が16年になっている。これは文部科学省の全国の結果、これは1年遅れで出るということで16年の全国と宮城県の17年を比較しているというところをお断りしておく。網掛けの部分については、偏差値50を上回っている項目ということである。全体的に御覧のとおり全国を下回っているというふうな状況がある。1～2御紹介申し上げますと、横軸の20mシャトルラン、これとか持久力、こちらが全国と比較しても低い数値、それから全国を上回っているものとしては、握力、それから上体起こし、それから最後のボール投げといったところが読み取れるということである。

最後に、8ページに戻っていただきたい。8ページの上の図である。こちらは高校の生徒の1985年、昭和60年であるが、そこから20年間の経年変化を示したものである。縦軸についてはタイムであるので、上に上がるほど時間がかかっているということで、上に上がるほど成績は悪くなるというふうに見ていただきたい。御覧のように非常に大きく低下してきているということは言えるが、2000年以降は低下傾向が弱わってきたという傾向が見られる。同様の傾向は他のいくつかの種目でも見られるし、種目によっては上昇傾向を示しているものもあるということも付け加えさせていただく。

全体にこの体力・運動能力調査をまとめると、本県の児童・生徒は体格は全国でも優れた位置にしていることであるが、体力、運動能力についてはまだまだ低い値を示していると、ただ近年は低下傾向が弱まわってきており、種目によっては上昇傾向を示すものも見られているというふうなことが言えるかと思う。

なお、この体力・運動能力テストについては、冒頭に小中高の実施比率をお話したが、18年度からは公立の小・中・高等学校の全児童・生徒を対象に実施するというようにしている。しかも、小学校から高校まで12年間継続使用のできるカードも導入して、子供自身が体力向上の意欲を持つように、それを喚起するというようなこと、あるいは保護者や教師が適切な支援ができるようにして参りたいなあと思っている。こちらの件、どうぞアドバイス等もよろしくお願ひできればと思っている。

(質疑なし) ;

(5)第61回国民体育大会冬季大会の成績について

(説明：スポーツ健康課長)

資料は27ページとなるが、「第61回国民体育大会冬季大会の成績について」御報告申し上げます。

第61回国民体育大会の幕開けとなる冬季大会のスケート・アイスホッケー競技、それからスキー競技会、これが過日行われた。総合成績を見ると、男女総合のいわゆる天皇杯が昨年の13位から4つ順位を下げ17位、また、女

子総合の皇后杯，こちらも昨年の11位から16位と，いずれも昨年度を下回る結果となっている。競技別では，フィギュアスケートで成年女子の4位をはじめ，少年男子が5位，少年女子も6位と3つの種目で入賞した。また，アイスホッケーでは，少年の部で4位に入賞した。スキーでは，ジャイアントスラロームで健闘し，成年男子Bで4位に入賞した。

今後であるが，平成18年の国民体育大会は，今年から夏と秋の大会が一本化される。本大会は兵庫県を会場に開催される予定となっている。本大会での本県選手団の活躍を期待したいというふうに思っている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし) ；

(6)美術館特別展「コレクションの四半世紀展」について

(説明：生涯学習課長)

「美術館特別展「コレクションの四半世紀展」について」御説明申し上げます。

お配りのパンフレットを御覧いただきたい。

宮城県美術館であるが，今年で25年目を迎えるが，今回，開館25周年ということ記念して「コレクションの四半世紀展」と題して，4月8日から7月30日まで，95日間開催する。この企画であるが，佐藤忠良記念館も含め美術館の5つの展示室を全て使用して，これまで25年間で収集した4000点を超える作品のなかから600点余を2部構成で紹介するものである。第1部は，「パウル・クレーに会おう」というサブタイトルで，美術館のコレクションの特徴である「パウル・クレー」の作品18点と，それから「カンディンスキー」の作品8点をメインで紹介する。また，日本の作品であるが，「安井曾太郎」，「高橋由一」，「東郷青司」などの作品を明治から現代まで時代を追って鑑賞できるように展示する。第1部であるが全部で318点の展示となる。第2部であるが，東北に根ざした画家にスポットをあて，宮城県出身で最近脚光を浴びている「大沼かねよ」，「菅野聖子」，それから岩手県ゆかりの「萬鉄五郎」，「松本竣介」などの作品を展示する。それから海老原喜之助の『ポアソニエール』などで有名な「洲之内コレクション」それから「竹下夢二」の作品を集めた「天江・島田コレクション」なども展示する。佐藤忠良記念館では，彫刻だけではなく，素描やコレクションなども併せて紹介する。2部のサブタイトルを「平福百穂を知っていますか」というふうなことにしているが，この「平福百穂」であるが，御存じの委員もおられると思うが，実は名前であり，秋田県出身で日本画家として非常に高い評価を得た方である。しかし，高い評価のわりにはあまり知られておらず，県民の方々が「平福百穂」という活字を目にした時に，「これなんだろう」というふうなことで，おもしろいインパクトがあるのではないかとということで採用したと伺っている。第1部の最終日が5月28日になるが，5月28日には特別企画ということで河合隼雄文化庁長官の講演会も予定している。宮城県美術館の総力を結集したこのような所蔵作品全館展示は初めての企画である。十分に鑑賞し甲斐のある内容となっているので，是非御覧いただきたいと思っている。

(質疑なし) ；

(7)東北歴史博物館特別展「 - シルクロードの国宝 - 中国 美の十字路展」について

(説明：文化財保護課長)

東北歴史博物館特別展の「中国 美の十字路展」について御説明申し上げます。

パンフレットを2枚お付けしているので御覧いただきたい。

中国の西暦3世紀，後漢が滅亡した時代からであるが，その後7世紀に唐の国が誕生するまでの400年余りの文化をたどる展示である。軸になるのは東西文化の交流のシルクロードと，それから北方のモン

ゴル地方から騎馬民族である遊牧民族が南下し、さらに南のインドからは仏教文化が北上すると、そういう意味で十字路というようなタイトルの交流を見るということになっている。このような交流により国際色豊かな唐の文化が成立する過程を、中国国内40か所以上にのぼる博物館あるいは各地の研究所から6割以上が中国の一級文物、日本でいうと国宝に相当するものであるが、これを含む210件にのぼる資料により組み立てていこうとしているものである。これほどの大量の一級文物が中国から外国に出るのは初めてということであるので、力を入れた展示になっている。それから期間中、2回の記念講演会と1回馬頭琴というものの演奏会を実施することになっている。

(質疑なし) ;

12 次期教育委員会の日程について

平成18年4月19日(水)午後2時から

13 閉会 午後5時

平成18年4月19日

署名委員

署名委員